



No. 11  
近畿地方整備局  
事業評価監視委員会  
平成25年度第4回

# 淀川流水保全水路整備事業

**【再評価】**

平成25年12月  
近畿地方整備局

# 目次

1. 事業の概要
2. 事業を巡る社会経済情勢等の変化
3. 事業の進捗の見込みの視点
4. 関係自治体の意見
5. 対応方針(原案)

# 1. 事業の概要

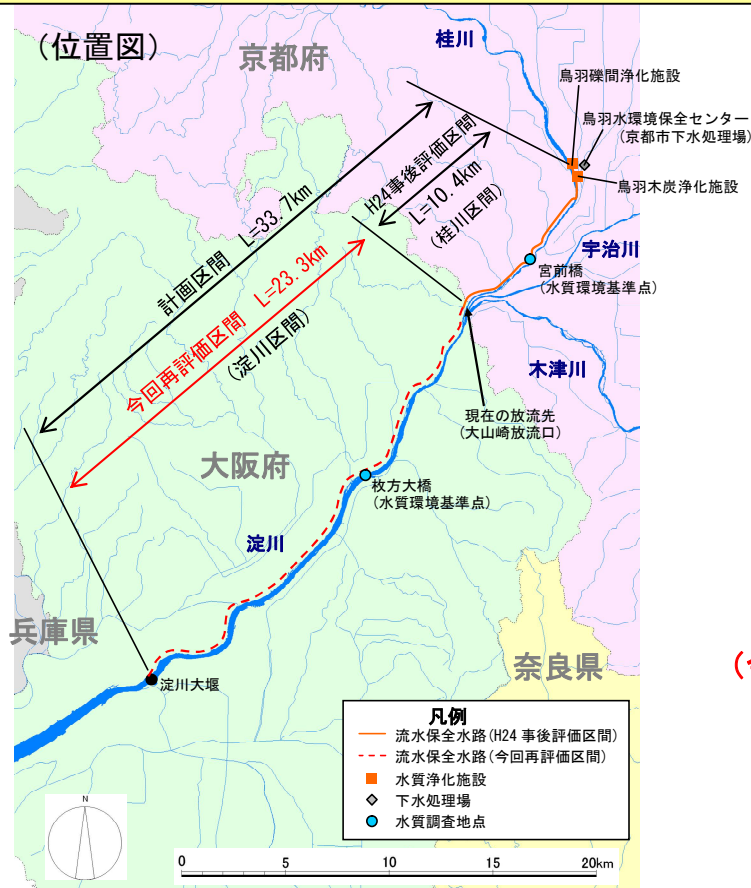
## ①事業の目的と経緯

### ●事業目的

下水処理水を浄化、バイパスすることによる「安全でおいしい水の確保」、「河川環境の整備と保全」を目的とする。

### ●事業経緯

- ・鳥羽水環境保全センター(京都市下水処理場)から淀川大堰までを計画区間として、昭和62年度に事業着手し、桂川区間が平成14年に概成した。
- ・平成19年度に桂川区間で通水を開始し、一連の水質改善効果を発現したことから、平成24年度に事後評価を実施し、桂川区間の今後の事後評価や改善措置の必要性はないという対応方針とした。



### ●進捗状況

昭和62年度 事業着手

平成6年度 鳥羽礫間浄化施設概成  
平成8年度 鳥羽木炭浄化施設概成

平成14年度 流水保全水路(桂川区間)概成  
平成19年度 通水開始

平成21年3月31日 淀川水系河川整備計画を策定

平成24年度 淀川流水保全水路整備事業(桂川区間)  
桂川区間の事後評価を実施し、今後の事後評価や改善措置の必要性はないという対応方針とした。

(今回)

平成25年度 淀川流水保全水路整備事業(淀川区間)の継続について再評価

### ●再評価区間の内容

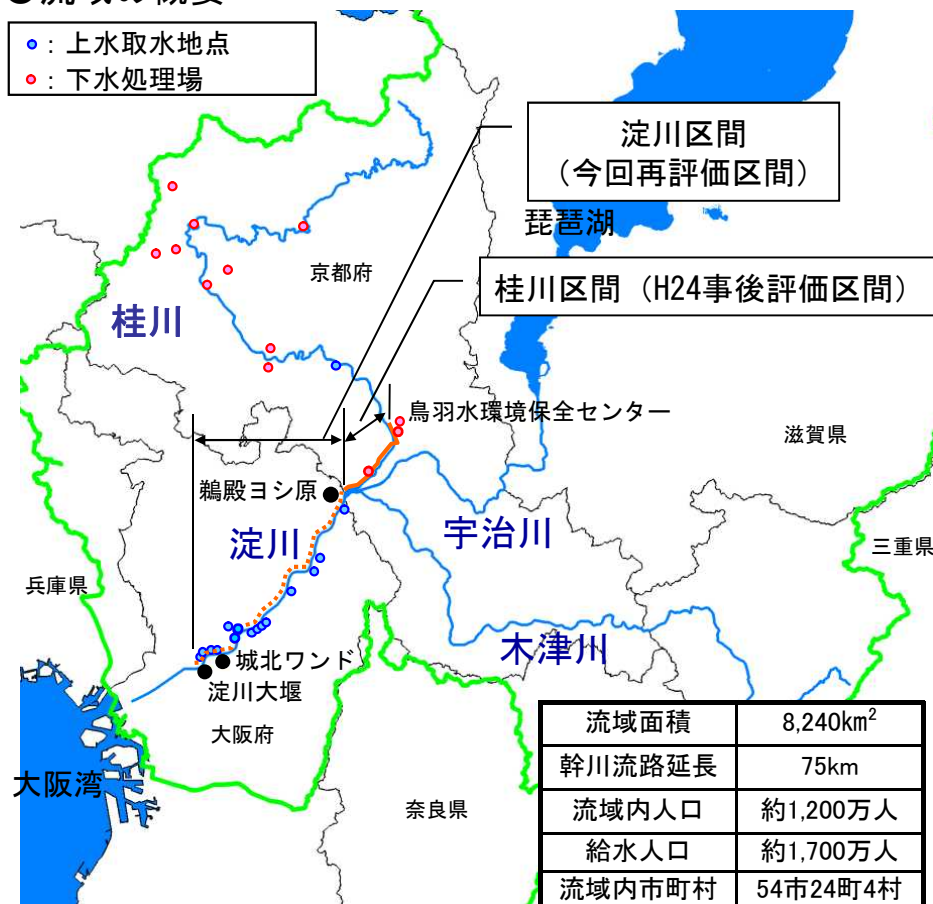
大山崎放流口から淀川大堰下流までの流水保全水路

# 1. 事業の概要

## ②事業実施の背景

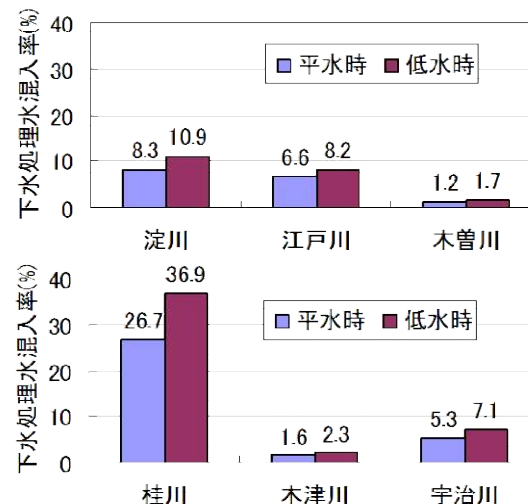
- ・事業対象区域周辺は、在来生物が生息し、鶯殿のヨシ原等の豊かな自然環境が残るなど、多様な河川環境を有している。
- ・淀川水系では、三川合流点より上流の人口が約480万人と多く、江戸川や木曽川と比較して河川水中の下水処理水の混入率が高い状況にある。その中でも、桂川の下水処理水の混入率が高い。
- ・流水保全水路整備事業は、淀川の主要な汚濁源となっている下水処理後の排水を浄化し、流水保全水路によって、分離流下させるものである。

### ●流域の概要



注：上水取水地点、下水処理場は桂川、淀川について記載  
(下水処理場は三川合流地点より上流)

### ●河川水中の下水処理水混入率



注：下水道統計より下水放流量を集計し、河川水中の混入比率を算定した。

### ●事業対象区域周辺環境

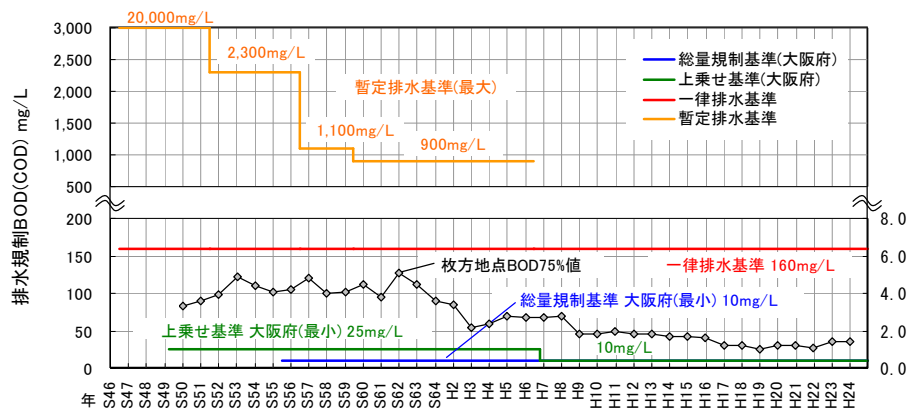


# 2. 事業を巡る社会経済情勢等の変化

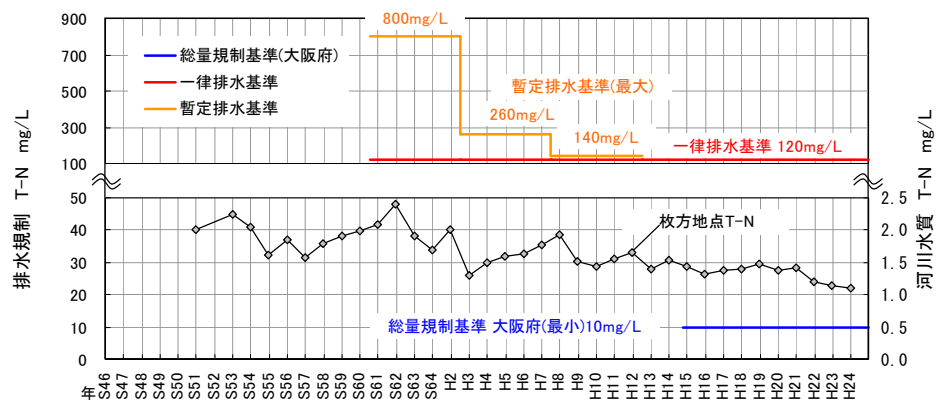
## ①排水規制

- ・淀川流域では、排水規制は環境基本法に基づき府県政令市において年々強化されている。
- ・近畿地方整備局では、許可施設の排水について、必要に応じて水質検査を義務付けて監視を行っている。
- ・淀川流域の環境に係る国や自治体等で組織する淀川水質汚濁防止連絡協議会により、排水規制と達成状況の連絡調整を図っている。

### ●排水基準 (BOD (総量規制基準はCOD))



### ●排水基準 (T-N)



### ●排水規制に関する年表

年	内容	備考
S45	「水質汚濁防止法」公布	排水規制を導入
S46	水質汚濁防止法に基づき「排水基準を定める省令」公布	排水基準の設定
	「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」公布(大阪府)	上乗せ条例
S48	「瀬戸内海環境保全特別措置法」公布	
S53	「瀬戸内海環境保全特別措置法」改正	総量規制を導入
S55	水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量等に係る総量規制基準(大阪府、第1次)	総量規制基準(COD)の設定
H6	「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(大阪府)	上乗せ条例
H14	水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量等に係る総量規制基準(大阪府、第5次)	総量規制基準(窒素、リン)の設定

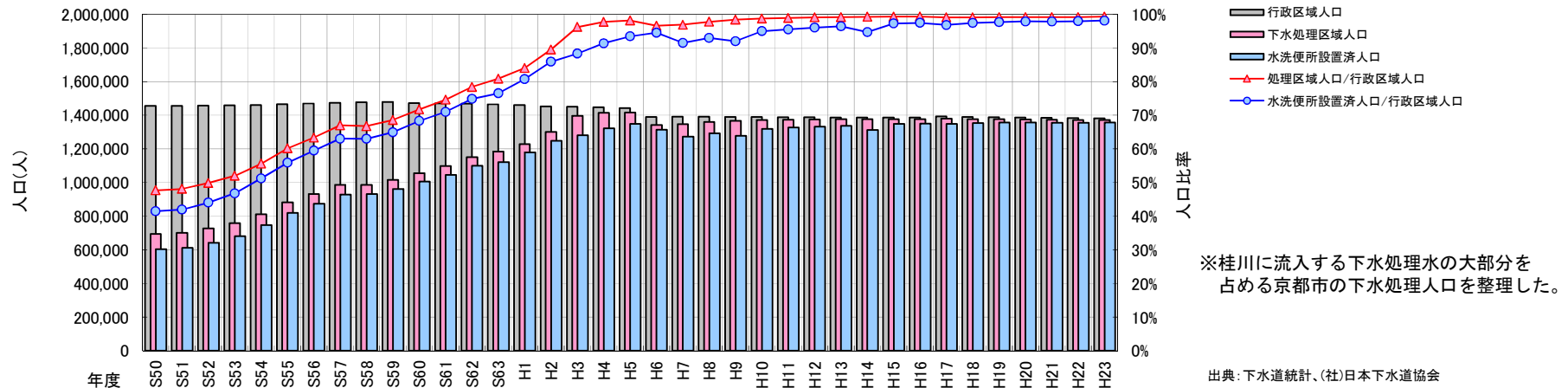
注：暫定排水基準については事業種別に基準値が設定されており、ここでは最大の値を示した。  
 上乗せ基準、総量規制基準については、事業種、排水量、地域別に基準値が設定されており、ここでは最小の値を示した。大阪府ではT-Nの上乗せ基準は設定されていない。  
 総量規制については、記載した水質に排出水量を乗じた総排出量による規制。

## 2. 事業を巡る社会経済情勢等の変化

### ② 下水道の整備状況

・淀川流域では下水道の整備が進んでおり、河川水質の改善に寄与している。

#### ● 京都市の下水処理人口の経年変化



#### ● 京都市下水処理場の高度処理導入状況

##### ○ 鳥羽水環境保全センター

- ・平成 9年12月 A系施設(1/2)改築更新 嫌気無酸素好気法+急速砂ろ過法
- ・平成11年 9月 A系施設(2/2)改築更新 嫌気好気法+急速砂ろ過法
- ・平成13年 4月 E・F系設備更新 嫌気一好気法
- ・平成15年 3月 G系設備更新 ステップ流入式多段硝化脱窒法
- ・平成16年11月 H系設備更新 ステップ流入式多段硝化脱窒法

##### ○ 伏見水環境保全センター

- ・平成13年 4月 1・2・3系設備更新 嫌気好気法
- ・平成18年 4月 オゾン処理法
- ・平成23年 4月 1系9,10号池設備更新 ステップ流入式多段硝化脱窒法

##### ○ 吉祥院水環境保全センター

- ・平成 9年 6月 B系施設完成(2/2) 酸素活性汚泥法+オゾン処理法
- ・平成13年 7月 A系設備更新 ステップ流入式多段硝化脱窒法

##### ○ 石田水環境保全センター

- ・平成19年度 A系列設備(1/2)更新 ステップ流入式多段硝化脱窒法
- ・平成20年度 A系列設備(1/2)更新 ステップ流入式多段硝化脱窒法

出典：京都市上下水道局HP

### ③ 流水保全水路(桂川区間)の通水開始

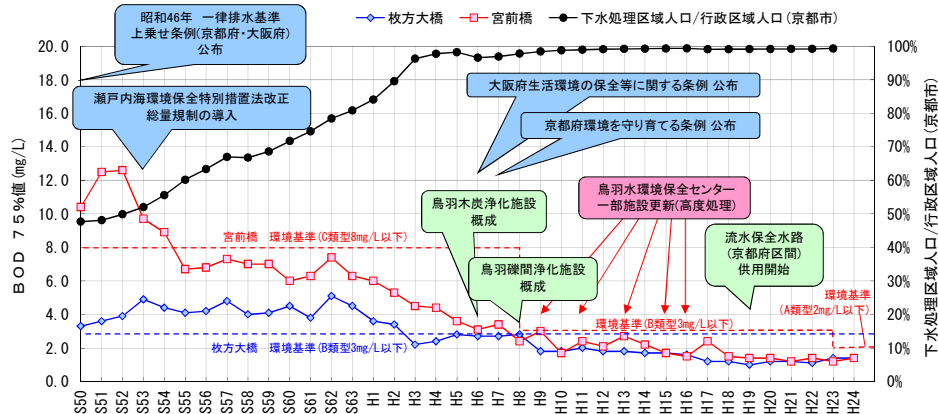
- ・鳥羽礫間浄化施設は平成6年度に、鳥羽木炭浄化施設は平成8年度に完成し、鳥羽水環境保全センター(京都市下水処理場)からの放流水を一部処理しており、桂川の水質改善に寄与している。
- ・流水保全水路は平成14年度に桂川区間が完成し、平成19年度に通水を開始している。

# 2. 事業を巡る社会経済情勢等の変化

## ④水質の改善

・①排水規制、②下水道の整備、③流水保全水路(桂川区間)の通水開始により、桂川および淀川の水質が大幅に改善している。

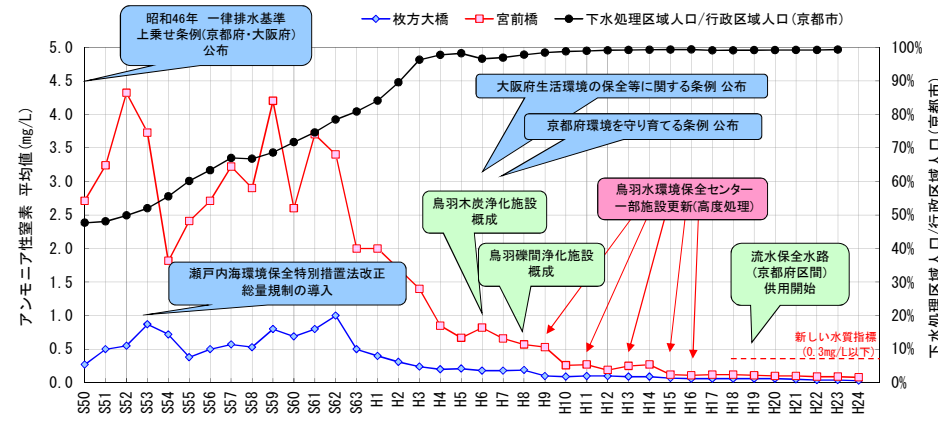
### ●水質の経年変化(BOD)



注：宮前橋の環境基準：C類型→B類型(平成8年3月29日)、B類型→A類型(平成23年4月1日)

枚方大橋の環境基準：B類型

### ●水質の経年変化(アンモニア性窒素)



注：水質は年、下水処理人口/行政区域人口は年度で整理

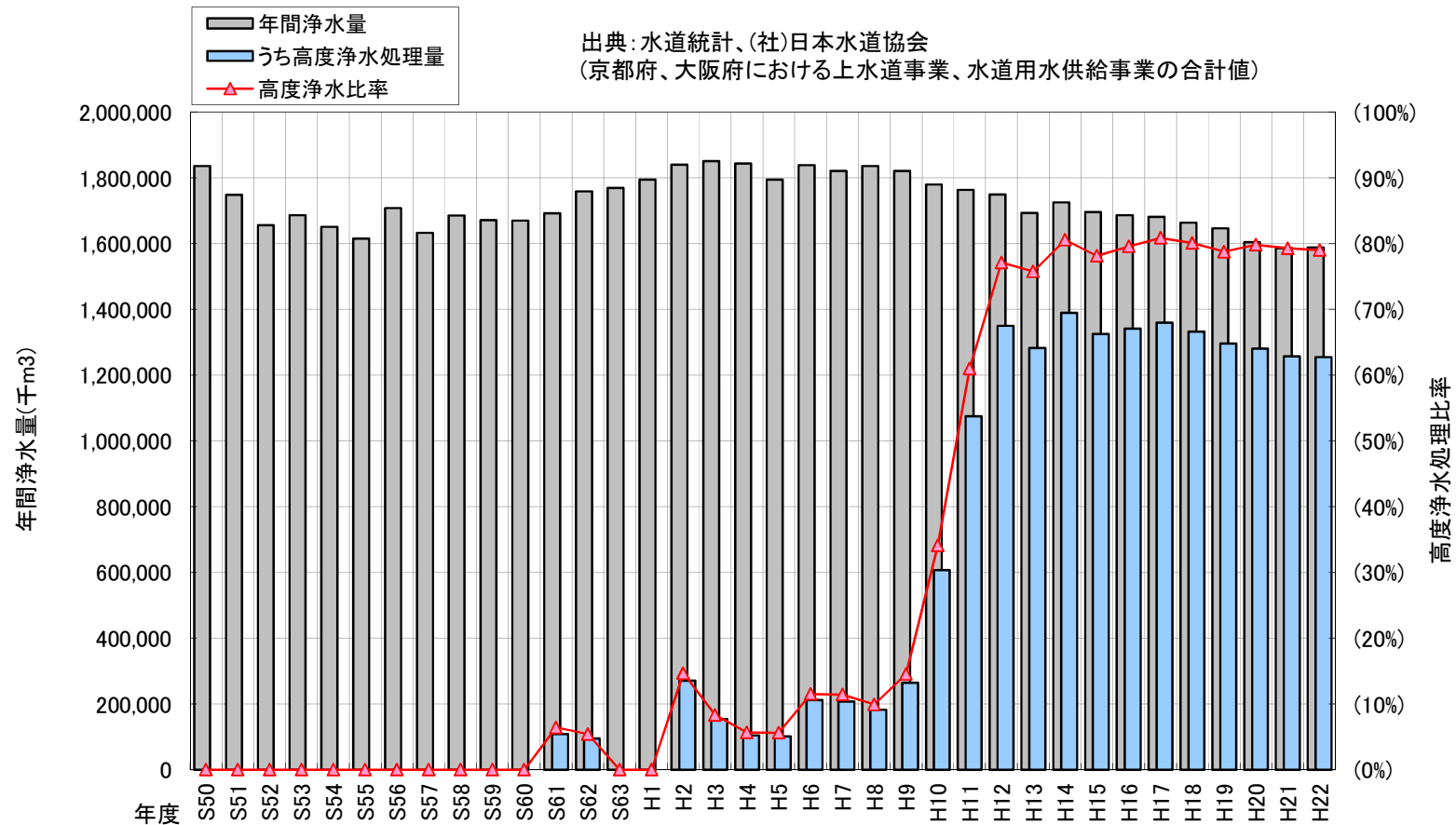


## 2. 事業を巡る社会経済情勢等の変化

### ⑤ 上水処理の高度化

・水質の改善に加え、淀川流域では上水道の高度浄水処理が行われており、流水保全水路整備事業の目的の一つである「安全でおいしい水の確保」は概ね達成していると考えられる。

#### ● 京都府および大阪府における年間浄水量と高度浄水処理比率の経年変化



※京都府および大阪府における年間浄水量の93%を淀川流域から取水している。



### 3. 事業の進捗の見込みの視点

・平成20年度現在で安全な水の確保という視点での目的は達成されていることから、今後の事業進捗を図る必要性がない。

- ①排水規制(量・水質)
- ②下水道の整備(量・水質)
- ③流水保全水路の通水開始



④河川水質が大幅に改善(BOD、NH<sub>4</sub>-N等)



⑤上水処理の高度化(水質)



安全でおいしい水の確保(平成20年度現在で目的は達成されている)



当初の目的を達成しており、今後の事業進捗を図る必要性がない

## 4. 関係自治体の意見

### ■大阪府知事

(平成25年11月27日 河整第1786号)

「対応方針(原案)」案について、同意する。

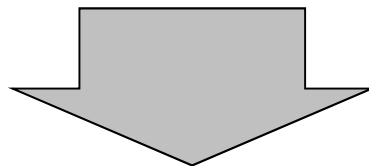
## 5. 対応方針（原案）

### （１）事業の必要性等に関する視点

- ・河川管理者、下水道事業者、水道事業者、企業等の水質改善の取り組みにより、淀川区間の水質の課題は解消されている状況である。

### （２）事業の進捗の見込みの視点

- ・当初の目的を達成しており、今後の事業進捗を図る必要性がない。



### ■ 対応方針（原案）

淀川流水保全水路整備事業（淀川区間）は、現時点で事業を継続する必要性・緊急性等が乏しい状況に鑑み、**事業中止**とする。  
なお、河川環境の整備と保全のため、桂川区間の流水保全水路の一層の活用を図るように努める。



国近整企画第87号  
平成25年11月22日

大阪府知事 殿

近畿地方整備局長



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る  
対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、近畿地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)について審議しております。

このたび、平成25年12月2日に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)の作成にあたり、平成25年11月27日(水)までに、別紙について貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業評価係

電話 06-6942-1141

FAX 06-6942-7463

(別紙)

(再評価)

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
淀川流水保全水路整備事業	事業中止	

※貴県の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

河整第1786号  
平成25年11月27日

国土交通省近畿地方整備局長 様

大阪府知事



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る  
対応方針（原案）の作成に係る意見照会について（回答）

貴職におかれましては、日頃から大阪府行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年11月22日付け国近整企画第87号により照会のありました標記内容について、下記のとおり回答します。

記

1. 「対応方針（原案）」案について、同意する。

担当  
大阪府都市整備部河川室河川整備課  
寺前・美馬・繁下  
TEL 06-6944-9293

